

## 1. 償却資産に対する固定資産税について

東海部会提出  
説明担当 四日市市

(理由)

平成24年度税制改正に関し、償却資産に対する固定資産税のうち、「機械及び装置」に関して、新規の設備投資分を非課税とすること、長期保有分の評価額の最低限度(5%部分)を段階的に廃止することの提案が、税制調査会に対してなされました。

そもそも、わが国における企業立地は、国や自治体による道路、港湾などの都市基盤整備や工業用水などの整備により図られてきました。加えて償却資産に対するものを含めた固定資産税を有効活用した企業立地奨励制度の創出など、自治体の創意工夫により、企業立地と都市経営が相乗効果を発揮して、産業と地域が共に発展してきた歴史があります。

しかしながら、償却資産に対する固定資産税の根幹をなす「機械及び装置」に対する課税がなくなる事態に至れば、企業立地や設備更新を促進しようとする自治体の能動的な動きが弱まることになり、かえって、ものづくり日本の根幹が大きく揺らぐこととなります。

また、総合計画に基づくまちづくりや基本的な行政サービスの提供ができず、自治体の行政運営そのものが成り立たない事態が生じるだけでなく、これまで行ってきた基礎自治体としての長年の自助努力を否定されることにつながり、到底容認できるものではありません。

平成24年度税制改正においては実施が見送られましたが、今後も償却資産のうち「機械及び装置」に対する課税について現行制度を堅持するよう強く要望します。